

稚 監 査 第 1 8 2 号

平成 2 1 年 1 月 7 日

稚 内 市 長 横 田 耕 一 様

稚内市議会議長 山 田 繁 春 様

稚内市教育長 手 島 孝 通 様

稚内市監査委員 安 藤 重 治

稚内市監査委員 松 本 勝 利

平成 2 0 年度 財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査（指定管理者監査）を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成20年度 財政援助団体等監査報告書

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査を実施した監査委員名

稚内市監査委員 安藤重治

稚内市監査委員 松本勝利

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

平成20年11月10日から平成20年12月18日まで

(2) 監査の対象とした部局

全部局（企業会計所属部署及び稚内地区消防事務組合消防本部を除く。）

(3) 監査の対象とした範囲

平成19年度 支出事務 第13款「委託料」のうち管理運營業務委託料
(指定管理料)

(4) 監査の着眼点

「公の施設」の指定管理者制度について、関係条例、規則、規程に基づいて適正かつ公平に指定手続きがなされ、また基本協定書、年度協定書に基づいて管理運營業務が履行され、また施設所管課において履行確認が適正になされているかを主眼として監査を行った。

4 監査の結果

今回の監査は、指定管理料の支出事務を対象として16件（15課）を抽出〔別表〕し、関係書類の審査を行うとともに、関係職員から事務処理の状況を聴取して、これらの事務処理が関係条例及び協定書（基本・年度）に基づき適正に執行、処理されているかを重点として監査を実施した。

監査の結果、おおむね適正に執行されていたが、改善又は検討を要する事項が認められたので、以下に要約する。

基本協定書に定める“管理業務従事者等”の通知がされていないこと、また業務報告書（月次）や管理実績報告書（年次）において報告すべき事項が報告されていない等適切でない事務処理が見受けられ、指摘を行ったところである。

このうち、6件（5課）の指定管理料について監査委員による審査講評を行い、各所管課の説明を求めたところであるが、下記のとおり改善等の措置を要する事項が見られたので、改善及び是正を望むところである。

(1) 協定書（基本・年度）の履行について

① 管理業務従事者等の通知

管理業務従事者及び管理業務責任については、基本協定書第15条において事前に通知を義務づける旨の規定がされているが、監査を行った施設のほとんどにおいて通知がされていない実態が見受けられた。

施設管理に必要な有資格者等の管理体制を確認するためにも、この通知義務については周知徹底される必要がある。

② 業務実施状況の確認

管理業務の実施状況については、市は毎月提出される「業務報告書」及び年度終了後に提出される「管理実績報告書」の内容確認のため、必要に応じて施設に立ち入り、業務の実施状況等について説明を求めることになっているが、監査した所管課のいずれにおいても、実地調査や状況聴取を行った実施報告書が作成されていないのが現状である。

実地調査や状況聴取が実際にどんな内容で行われたのか文書として記録し、決裁すべきである。

(2) 再委託の通知について

業務の再委託については、基本協定書第17条の規定に基づき、第三者に対して業務の一部を再委託することができるが、基本協定書に記載された再委託業務が委託の時期を含めて、適正に契約が行われているのか、否かを施設所管課へ報告する義務規定がないため、各課の取り扱いが統一されていないのが実態である。

したがって、基本協定書第17条（第三者による実施）において、通知に関する規定を設けることを検討すべきである。

(3) 検査報告書について

基本協定書第24条及び年度協定書第4条の規定により、指定管理者が提出する毎月の「業務報告書」に対する内容等の確認方法については、「業務報告書」に対して所管課として内容を確認したうえで、“検査報告書”を作成している課、していない課があり事務処理が統一されていない現状にある。

指定管理者制度が従来の公法上の契約である業務委託と異なる制度とはいえ、指定管理業務が協定書等に基づいて適正に履行されていることを確認し、提出された業務報告書が業務の実施内容を適正に反映したものであることを施設所管課の責任において確認作業を行い、検査報告書を作成して確定すべきである。

(4) 使用料徴収事務委託について

施設の使用料徴収事務の委託については、自治法施行令第158条第1項の規定により、徴収又は収納の事務を私人に委託することができることとなっているが、事務を委託したときは、同条第2項の規定により委託した旨を告示し、見やすい方法により公表しなければならないとされている。

また、稚内市会計規則第39条の2第1項の規定により、当該事務を委託するときは委託契約を締結しなければならない、と規定されている。

今監査における調査の結果、これらの事務処理がされていない課が多く見受けられたことから、適正な事務処理を周知する必要がある。

平成 20 年度 財政援助団体等監査「実施箇所」一覧表

■支出事務：第 13 節『委託料』（指定管理料）

No.	監 査 執 行 部 課 名		執行件数	款項目節	備 考
1	総務部	地域振興課	1 件	2- 1- 9-13	宝来地区活動拠点センター管理 運営業務
2	生活福祉部	市民生活課	1 件	2- 1- 9-13	沼川集会所管理運営業務
3		衛 生 課	1 件	4- 1- 6-13	稚内聖苑管理業務
4		社会福祉課	1 件	3- 1- 5-13	総合福祉センター管理運営業務
5		介護高齢課	1 件	《介護サービス特会》 1- 1-1-13	デイサービスセンター潮見園管理 運営業務
6		保 健 課	1 件	3- 2- 1-13	早期療育通園センター管理運営 業務
7		建設産業部	都市整備課	1 件	8- 3- 2-13
8	水産商工観光課		1 件	5- 1- 1-13	総合勤労者会館管理業務
9	農 政 課		1 件	6- 1- 2-13	農村活性化公園管理運営業務
10	港 湾 課		1 件	8- 5- 1-13	ポートサービスセンター管理業務
11	サハリン課		1 件	7- 1- 3-13	日ロ友好会館管理運営業務
12	水 道 部	下水道課	1 件	《下水道特会》 1- 1- 3-13	終末処理場管理業務

平成 20 年度 財政援助団体等監査「実施箇所」一覧表

■支出事務：第 13 節『委託料』（指定管理料）

No.	監 査 執 行 部 課 名	執行件数	款項目節	備 考	
1	教育部	教育総務課	1 件	10-4-7-13	北方記念館管理業務
2		社会教育課	1 件	10-5-3-13 10-5-4-13	総合体育館他体育施設管理運営業務 温水プール水夢館管理運営業務
3		こども課	1 件	3-2-3-13	富岡児童センター運営業務